

## 【刑事訴訟法】

### 〔問題1〕

準現行犯逮捕（刑事訴訟法212条2項、213条）が無令状で認められる趣旨を論じなさい。また、準現行犯逮捕が認められるための要件を示した上で、上記趣旨との関係で、それぞれの要件がどのような意味を有するかについて、論じなさい。

### 〔問題2〕

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

#### 【事例】

平成30年2月2日午後11時30分ころ、男が帰宅途中のVの前に立ちはだかり、後頸部にドライバーの先端部を押し付けて、現金約5万円及びクレジットカードが入った財布を奪うという強盗事件が発生した。110番通報を受けて現場に臨場した警察官Xに対して、被害者Vは「金を出せと要求した犯人の顔を見たが、20代から30代の若い男でした。もう一人そばに男が立っていました。暗かったので、顔や服装はよく見えなかったです。」と供述した。

翌3日、盗難届の出ているV名義のクレジットカードを使用して腕時計を購入しようとした甲が、詐欺未遂の事実で緊急逮捕されたので、警察官YがV名義のクレジットカードの入手状況について追及したところ、甲はVに対する強盗の事実を認めた。しかし、共犯者の存在については一貫して否定し続けた。

その後、所要の捜査を経て、甲は、「通行人から金品を強取しようと企て、平成30年2月2日午後11時30分ころ、通行中のVを認めて尾行した上、A市a町b番c号付近路上において、Vの後頸部にドライバーの先端部を押し付けて、その反抗を抑圧した上、金を出すよう要求し、V所有の現金約5万円及びクレジットカード等在中の財布1個を強取したものである」として、起訴された。

同年3月13日に開かれた甲に対する第1回公判期日で、甲及びその弁護人Lは、強盗の事実を認めたが、地元の不良団体のリーダーである乙から通行人を狙って金を奪うことを持ちかけられ、Vを襲った際にも乙が現場にいて犯行の指示をしていたのであって、Vに対する強盗は、乙との共謀に基づくものであると主張した。

証拠調べの結果、裁判所は、Vに対する強盗の現場に乙がいて、甲に対して犯行の具体的指示をした事実を認定し得るとの判断に至った。

**【設問】**

1. 最高裁判所平成13年4月11日第三小法廷決定・刑集55巻3号127頁が、訴因変更の要否に関してどのような判断基準を示したかを論じなさい。また、平成13年決定が、その判断基準を示した理由を、訴因制度の趣旨及び訴因の機能を踏まえて論じなさい。
2. 平成13年最高裁決定の判断基準による場合、本事例で、裁判所が、甲について以下の強盗の共同正犯の事実を認定するために、訴因変更が必要か否かについて論じなさい。

「被告人甲は、乙と共謀の上、通行人から金品を強取しようと企て、平成30年2月2日午後11時30分ころ、通行中のVを認めて尾行した上、A市a町b番c号付近路上において、Vの後頸部にドライバーの先端部を押し付けて、その反抗を抑圧した上、金を出すよう要求し、V所有の現金約5万円及びクレジットカード等在中の財布1個を強取したものである。」

※ 解答用紙の記入に際しては、〔問題1〕、〔問題2〕設問1、設問2と見出しをつけて記入しなさい。